

(1) XとYは暴力団甲組組員である。XとYらは闇カジノを設置し莫大な収益を得ていたが、甲組を傘下に行っている乙組の組長のAはそれを聞きつけ、闇カジノに通い詰めては、金をせびり取っていた。

ある日、XとYは日頃から恨みを抱いていたAを殴って痛い目にあわせてやろうと共謀し、共同してAに暴行を加え殺害した。

共謀時、XとYには共に傷害の故意はあったが、殺意まではみとめられなかった。しかし本件暴行の際Aからの抵抗に対してカッとなったXはその後殺意を抱いて暴行を続けていた。

以下の場合XとYの罪責はどうなるか。

ア 死因がXの暴行によるものである時

イ 死因がYの暴行によるものである時

ウ 死因がX、Yいずれの行為から発生したか不明な時

この時XとYの罪責を論ぜよ。

(2) では(1)と異なり共謀時すでにXには未必の故意が認められる場合で、かつAの死因がXとYのいずれの暴行によるものか不明であった場合はどうか。